

慌てないで!!

災害に便乗した住宅修理のトラブルに要注意!

令和元年 10 月 15 日 (5 号) 横浜市経済局消費経済課

「火災保険で修理できる」、「保険金の請求を代行する」、「今すぐ修理しないと大変だ」など、災害に便乗した悪質商法に注意が必要です!

こんな相談がありました!

こんなはずでは…



(C) YUKI ISHII

- 新聞の折り込み広告で「台風・雪などで破損した箇所を火災保険で修理できます」という広告を見て、業者に連絡し説明を聞いた。同日に火災保険の申請代行業務の契約をしたが、同社で工事を行うことが条件で、同社で工事を行わない場合は『違約金 30%を支払う』などの自分にとって不利な規約となっていることに気が付いた。
- 台風後、近所の工事をしている業者から「お宅の屋根の瓦がずれているので見てあげる」などと声をかけられたが、その業者が大変しつこい。

手口や特徴



火災保険の申請も当社が代行するので、費用負担が少なくなりますよ。

お宅の樋が傾いているようだ。大雪が降ったら近所に迷惑をかけますよ。

地域一帯の災害を調査しています。

- 「保険金の範囲内で修理するから自己負担はない」など、「無料」を強調したセールストークから、修理等を勧めてくる。
- 保険金の代理申請に対し、後から、高額な手数料を請求されるケースも!
- 「早く工事をしないと大変なことになる」など不安をあおり契約を急がせることも!



ここに気をつけて!「かしこポイント」

- 「保険金が使える」と言って勧誘された場合は、契約している保険会社又は代理店にご自身で確認してみましょう。経年劣化の場合は保証対象外となります!
- 突然の電話や訪問を受けてもその場では契約せず、複数の修理業者から見積をとって比較検討をしましょう。

「住まい再建事業者検索サイト」(<https://sumai-saiken.jp/>)で被災した住宅の補修工事に対応できる近隣の事業者を検索することができます。

横浜市消費生活総合センター

相談専用電話

045-845-6666

受付時間

【平日】9:00~18:00 【土・日】9:00~16:45

※祝日・休日、年末年始(12/29~1/3)を除く